

# 物品出納員管理事務に係る電子計算機処理に伴う エラー処理について

(昭和 47 年 5 月 10 日総務部長決)

(最近改正 平成 23 年 3 月 28 日管財調達担当課長決)

## 1 エラー処理原則

- (1) 入力上のエラーは作成所管が修正データを作成し処理する。
- (2) 所管で修正不能なエラー及び原因不明のエラーについては、作成所管及び管財課長が専管する事務を処理する組織（以下「管財課」という。）（検収・用品）が協議し処理する。

## 2 特別措置

前記（1）の場合で急を要するときは、管財課（検収・用品）において処理する。

## 3 実施時期

昭和 47 年 5 月 10 日から施行し、昭和 46 年 11 月 22 日から適用する。

### 附 則

この規定は、平成 11 年 11 月 1 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則

この規定は、平成 16 年 4 月 14 日から施行する。

### 附 則

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。